

令和2年度 宮城県森林審議会第2回森林保全部会 議事録

日時 令和2年11月5日(木)

午後3時から午後4時30分まで

場所 県庁4階 特別会議室

配付資料

資料1

「コープ丸森太陽光発電合同会社が行う太陽光発電施設の建設(丸森町)」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者(構成委員5名中4名出席)が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。なお、丸尾委員については所要により欠席。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ(川村部会長)

川村でございます。

本日は、本年度2回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：ありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項(1)の「コープ丸森太陽光発電合同会社」に係る案件をご審議いただきます。その後(2)「その他」を挟みまして、終了時刻は午後4時30分頃を予定してお

ります。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、大山委員と進藤委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

ありがとうございます。それでは、諮問案件である(1)「コープ丸森太陽光発電合同会社が行う太陽光発電施設の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

佐藤委員：今回の案件の事業者は「コープ」、つまり「みやぎ生活協同組合」が行うということでした。今後、太陽光発電を含む再生可能エネルギー事業にみやぎ生協が取り込まれるということなのでしょうか。

申請者：そのとおりでございます。東日本大震災以降、全国の生協において、「原発反対」だけではエネルギー問題は解決しないという考えのもと、再生可能エネルギー分野に力を入れております。発電した電力は生協事業所をはじめとして、組合員の方に使っていただくようになっております。

東北地方では木質バイオマスや風力の発電施設がございます。宮城県では適地に恵まれず、発電事業を行っておりませんでした。今回、太陽光発電事業で参画することとなりました。

佐藤委員：ご存じのとおり丸森町は令和元年度に甚大な台風被害を受けました。地域住民の方は現在もこういった開発行為について、とても神経質になっております。

住民の方々への説明会は開催されていることと思いますが、丸森町からの意見に「事業計画及び水害のリスク低下の根拠を周知すること」といった内容のものが、この意見に対し、「実施する予定です」との回答をされています。もう実施されたのでしょうか。

申請者：現在、地域住民の方々に配布する資料が整いましたので、来週にも配布を開始する予

定でございます。

佐藤委員：わかりました。

先程、生協では全国的に再生可能エネルギー発電事業を推進しているとのお話がありました
が、宮城県では本案件以外に計画はあるのでしょうか。

申請者：宮城県内においては、当該発電事業の計画だけでございます。

佐藤委員：わかりました。

もう一つ質問いたします。ドローン映像を見る限り、事業区域内残置森林はあまり手入れが
行き届いているとは言えない状態でございます。残置森林の管理体制についてご説明くださ
い。

申請者：事業区域の所有権は事業者であるひっば電力が持っておりますので、残置森林の管理
はひっば電力が責任を持って行います。

具体的な手段といたしましては、補植、改植を行う際には地域の植生に適合した樹種を選定
いたします。その他、下刈り、蔓切り、間伐等森林の適切な保育管理を行っていく予定でおり
ます。

佐藤委員：総理大臣は2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするという宣言を行いました。
実現のためには、再生可能エネルギー普及だけでなく、森林の公益的機能の発揮がとても重要
となるのだと考えます。その2つを両立できる、モデルケースとなるような事業としていただ
きたいと思っております。

申請者：鋭意努力させていただきます。

川村部会長：他にございませんか。

進藤委員：丸森地区にお住まいの方々は、前年の台風被害により、「水害」に関して非常に気に
されていることと思います。丸森町からの意見にもありました、「工事完了後の方が水害のリス
クが下がる」という根拠について、資料を作成したとのことでしたが、内容をご説明ください。

申請者：住民説明会を開催いたしますと、必ず「令和元年度台風災のような雨が降ったらどう
なるのか」といった質問が出ております。その質問に対しましては、台風災当日の降雨デー
タをお示しし、その雨が設置予定の防災調整池にどのように溜まっていくのかを図でご説明いた
しました。結論といたしましては、令和元年度台風級の雨が降ったとしても、設置予定である
防災調整池から越流することはないことを数値、データを使い説明し、ご理解いただきました。

川村部会長：他にございませんか。

大山委員：事業計画書，地形・地質の欄において，地質時代が「第四紀白亜紀」と記載されております。「第四紀」と「白亜紀」は全く異なる年代なのですが，この表現でお間違えないのでしょうか。

申請者：確認いたしまして，間違いでしたら訂正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

大山委員：次に資金計画書について質問いたします。支出欄に発電設備に関する記載がありませんでしたが，あくまで土地造成に関してまでの資金計画ということなのでしょうか。

申請者：資金計画書の支出の欄に記載されている項目の内，「用地費」と「事務費」以外が本事業の「工事費」となっておりまして，その中には造成工事以外にも太陽光モジュールの費用も含まれております。

川村部会長：融資証明を見ましても，事業費すべてが借り入れとなっているようです。この中に当然「造成費」「施設費」「設備費」が含まれている，という理解でよろしいですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：では私から何点か質問いたします。

まず事務局にお聞きいたします。当該案件は申請日から本日まで10ヶ月以上の時間を要しております。計画内容の修正や書類の補正などがあったものと考えられますが，主にどのような指導に時間を要したのでしょうか。

事務局：申請から審議会までに時間を要した理由といたしまして，2点ございます。

1点目は県河川課が所管しております，防災調整池設置に関する協議の回答の取得に時間がかかりました。河川課協議には放流先の同意が不可欠でございますが，今回放流先の管理者であります丸森町においても台風の影響により，簡単に同意をすることはできない状況となってしまいました。その遅れが河川課協議の遅れに繋がりました。

2点目は林地開発許可申請に対する丸森町からの意見書が遅れました。丸森町は令和2年5月より，「丸森町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定しており，条例の手続きが終わらないと意見書を出さないという立場を取っております。林地開発許可申請に関する意見照会は令和2年1月に行っておりますが，意見書が出たのは令和2年の10月でございました。

川村部会長：わかりました。

次に技術的なことをお聞きいたしますが、事業計画書中、土工関係の欄において残土を算出する計算を行っておりますが、この計算式について説明をお願いします。

申請者：通常であれば、切土量から盛土量を引いた値が残土であると表記すべきところがございます。

しかし、当該申請地においては、岩、礫といった土質の異なる2種類の土砂が発生することがボーリング調査によりわかっておりましたので、発生土量毎に変化率を掛け、必要盛土量から引いた値を残土といたしました。通常とは逆の書き方となったため、ややこしくなっていました。

川村部会長：盛土は締固めを行うため、1未満の変化率を掛けるのが通常ですが、今回は岩、礫という2種類の土質に分けたことで、盛土に転用する岩に対して1以上の変化率を掛けたということですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：わかりました。続けて質問いたします。

当該事業区域の用地は、資金計画書にも記載がありますとおり取得済とのことでしたが、地権者はどのような方だったのでしょうか。

申請者：地権者は2名いらっしゃいまして、両方共に個人の方でございました。元々地元にお住まいで、その土地を所有しておりました。

川村部会長：わかりました。

事業計画書に「施設の管理はひっぽ電力が行う」旨の記載があります。前段で造成工事施工中の防災対策に関する記載はありますが、施行後の防災対策はどのように行うのでしょうか。パネル下の雑草処理や防災調整池の管理体制について教えてください。

申請者：事業計画書に記載のとおり、ひっぽ電力を軸に発電所の維持管理を行っていくこととなりますが、信頼の置ける業者に業務を委託することになります。

パネル下の雑草木に関しましては、地元企業及び個人に委託をし、定期的に草刈り等を行う計画であります。

発電施設につきましては技術者と契約を結び、保守、点検を行って参ります。

防災調整池につきましては、防災調整池管理規則を作成しておりますので、管理規則に基づき適切に管理を行って参ります。

川村部会長：防災調整池管理規則は正式に文書として作成しているということですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：位置図を見ますと、北側に県道がありますが、事業区域から県道までは距離があります。県道から事業区域までは既設の町道を使用すると事務局の説明にありましたが、新たな道路を開設はしないのですね。

申請者：はい。

川村部会長：では、既設の町道を利用することについて、維持補修等の協議を丸森町と行っているのですね。

申請者：協議は行っております。造成工事が始まりましたら、拡幅等の計画が出てくると思われますので、維持補修を含めた詳細については随時協議いたします。

川村部会長：管理者との協議は密に行ってください。

申請者：わかりました。

進藤委員：丸森町では農作物の出荷制限が続いていると思われれます。森林内においても放射性物質が残留していると考えられますが、開発によって外部に放射性物質が流出する可能性を検討されているのでしょうか。

川村部会長：樹木や土壌に残留している放射性物質についてということですか。

申請者：確実な情報ではありませんが、現在丸森町において出荷制限がかかっている農作物は基本的にはないという認識しております。これは木材も同様であると認識しております。

進藤委員：土工事の際に土壌に含まれる放射性物質が流出する可能性については検討されていますか。

川村部会長：事務局にお聞きします。そういった観点の規制はありますか。

事務局：大量の土砂を別地区へと移動させる場合に関しては、土壌汚染対策法において一定の規制を受けることとなります。

しかし、当該案件においては場内での土砂の移動となりますのでそういった規制の対象には

ならないと理解しております。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「コープ丸森太陽光発電合同会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない」として答申することにご異議ございませんか。

全委員：異議なし。

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

以上で審議事項が終了いたしましたので、申請者の皆様にはこれで退出をお願いいたします。

(傍聴者・申請者退室)

川村部会長：次に(2)「その他」についてですが、何かございますか。

全委員：なし。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。